

ある主婦の目線・・・「立場をわきまえず、工事をもらいたいと頼んだことが全ての始まりやないか。それがなかったら、いたましい事件も3人の逮捕もなかったやろ」

疑惑 解明

ひとつひとつのゆがみを清算し 良識の通る町政を

7月7日、西澤議員を含む住民34人で提出した監査請求の「理由・根拠」の要約を紹介します(損害金の計算は次回に)。補正書を3回(8・9・27日)提出しています。さらに、去る7月27日に行われた請求人の意見を述べる機会「意見陳述」には請求人を含む5人の傍聴がありました。

ひとつひとつのゆがみを正し、良識の通る町政が求められています。

2009年7月9日NHKテレビニュースや7月10日の新聞で報道された「甲良町内の福祉施設建設をめぐる談合情報」は、単に根拠のない疑惑ではなく、具体的な理由を持つ疑惑である。以下で述べる理由・根拠により、正当な競争入札を妨害したと強く推認される。

「談合情報」通りの落札

1、報道された「談合情報」通りの落札は偶然の一致として切り捨てることはできず、「談合の事実を知りうる立場の人物からの情報」と考えることの方が自然である。

入札直前「県3号」をAランクに2、入札指名業者の選定基準は発注額によってランク別けされている。福祉工事における指名業者11社の内9社

は、県の基準で1号・2号業者であり、落札した浜野工務店は3号業者である。以前は町の格付け「Aランク」は県の格付け1号、2号だけだったが、昨年5月1日の決定で県3号業者も「Aランク」に加えた。土木や他の工事では変更なく、建築だけが区分変更された。しかも、建設業法をも無視した恣意的な指名である事を色濃く漂わせている。

「建設業法」を無視してまで3、「Aランク」に格上げされる町内対象業者は2業者(7月5日野瀬元主監証言)。その2業者の内、株式会社マルヤマは資本金5千万円で1991年1月には建築その他で特定建設業許可を取得している。一方、浜野工務店は資本金1千万円で一般建設業許可のみである。

福祉工事は予定価格1億7840万円。

建設業法第16条で「特定建設業の許可を受けた者でなければ」4500万円を超える下請け契約は禁止されている。浜野工務店が落札した場合、この予定価格で制限額を超えることは、予測がつく。この事態は、福祉工事の指名業者に浜野工務店を選定すること自体に無理があり、法を無視したことを示している。

現に浜野工務店は福祉工事において、下請け発注額は、明らかに「5000万円を超える」と代表者が7月5日に証言(後で1億円超が判明)した。これは明らかに建設業法違反であり、当時の入札審査会会長である野瀬元総務主監が法に定められた基準の順守を怠ったことを物語っている。あるいは、建設業法違反を知り得る立場にありながら、浜野工務店を指名業者に選定したものである。

「30万・40万」の書き換え
4、予定価格書において設計価格が呉竹工事においては3億8530万円、福祉

施設工事については1億7840万円であるにもかかわらず、入札調書を公表する時点で、呉竹工事では30万円を、福祉工事では40万円を省略して書き換えるよう野瀬元主監が指示した(7月5日上田・陌間証言)としている。しかも、この「10万円単位切り捨ての書き換え作業」は特異なケースでいままでは無かったこと、申し送りされてきた作業手順(内規に準じる)にも野瀬元主監の指示は違反する(7月5日上田・陌間証言)としている。【下表を参照】

(公表額 +) × 85%

5、伊藤組は公表された予定価格に30万円を加算した額に85%をかけて得た額に5千円加算した額を応札した。

一方浜野工務店の落札額は、「公表した予定価格」に40万円を加算した額に85%をかけた額である最低制限価格とピッタリ一致する。

このように、最低制限価格に5千円

お元気ですか
のぶあきです
日本共産党
西澤伸明議員だより
2010年8月1日(日)号
Tel・Fax: 38-4949
滋賀・甲良町在土 463

開札結果表

入札番号	入札金額	入札順位	備考
1	178,400,000	1	浜野工務店
2	178,400,000	2	伊藤組
3	178,400,000	3	丸平建設
4	178,400,000	4	丸平建設
5	178,400,000	5	丸平建設
6	178,400,000	6	丸平建設
7	178,400,000	7	丸平建設
8	178,400,000	8	丸平建設
9	178,400,000	9	丸平建設
10	178,400,000	10	丸平建設
11	178,400,000	11	丸平建設
12	178,400,000	12	丸平建設
13	178,400,000	13	丸平建設
14	178,400,000	14	丸平建設
15	178,400,000	15	丸平建設
16	178,400,000	16	丸平建設
17	178,400,000	17	丸平建設
18	178,400,000	18	丸平建設
19	178,400,000	19	丸平建設
20	178,400,000	20	丸平建設
21	178,400,000	21	丸平建設
22	178,400,000	22	丸平建設
23	178,400,000	23	丸平建設
24	178,400,000	24	丸平建設
25	178,400,000	25	丸平建設
26	178,400,000	26	丸平建設
27	178,400,000	27	丸平建設
28	178,400,000	28	丸平建設
29	178,400,000	29	丸平建設
30	178,400,000	30	丸平建設

この「改札結果表」には設計価格に基づく予定価格を「178,400,000」と記入

役場東側入り口に掲示される「予定価格等事前公表調書」には予定価格を「178,000,000円」と記入

予定価格等事前公表調書

入札日	入札会場	入札時間	工事番号	工事・委託名	工事(委託)場所	工期	予定価格(税抜)
平成21年7月9日(木曜日)	甲良町役場2階 会議室	9時30分	建築第2号	呉竹地域総合センター改築工事	甲良町呉竹地先	第1工(契約締結日の翌日)完成 平成22年2月26日 第2工(契約締結日の翌日)着工 平成22年3月31日	385,000,000円
		10時00分	建築第3号	伊良町地域保健福祉空間施設及び子育て支援センター建設工事	甲良町下之郷地先	第1工(契約締結日の翌日)完成 平成21年11月30日	178,000,000円
				甲良町公共施設太陽光発電設備工事	甲良町下之郷地先	第1工(契約締結日の翌日)完成 平成21年11月30日	12,000,000円

を加算した額（呉竹工事）や最低制限価格と同額ドンピシャリ（福祉工事）の入札ができたのは、落札業者だけが、削られた30万円、40万円という公表額との差額を知っていたのではないかとその深い疑惑がもたれているのも当然と言える。

このようなトリックに等しい“巧妙な仕組み”は発注権限のある前町長、さらには入札審査会の会長である野瀬喜久男元総務主監と落札業者など関与した関係者の「機密情報」とされたものと充分に考えられる。

副議長が札を入れ

6、当日の入札執行に副議長である濱野圭市議員が参加。この行為は地方自治法で定める「議員の兼業禁止」に違反し、野瀬元主監は

「違法行為ではないが相応しくない」と答弁せざるを得なかった。7、報道されている容疑が事実であるならば、山口透証人が百条調査特別委員会に提出した談合疑惑を収録したとされるCD音源が、恐喝容疑の材料に使われた行為は、いかなる状況であろうと容認できない。山口透証人の証言によれば、最低制限価格の情報を山崎前町長と野瀬元主監、山田議長、濱野元副議長しか知らないように仕組んだというもの。「福祉施設工事では浜野工務店に落札ありき」をその4人で謀議した以外考えられない会話である。

会話は疑惑の核心部？

「山口氏の追及から逃れたかった」（野瀬主監証言）からとは見え、上記で述べた事実経過がなければ話し得ないことがらであり、入札事

務最高責任者が「町長と私と議長と副議長で、しか知らんことでした。」と、談合ではなかったのか、と追及する山口に語った事実は大変重い。しかも、その面談は和やかな雰囲気だったことが、当人の野瀬元主監の口から証言（本年5月6日）されている。

昨年、「談合疑惑」が浮上してから、この「不当要求」を町長らは報告しなかった。これは、この音源に収録された会話は疑惑問題の核心部分に触れた内容であり（町長らにとっては不利な問題で）はないかと強く指摘できる。

競売入札妨害罪も思料

8、よって、刑法93条の3で定める競売入札妨害罪にも該当すると強く思料され、町と入札参加業者が交わした誓約書（福祉工事のみ）に照らしても工事契約は無効となります。



意見陳述した請求人の一人は「一人の命がなくなっていることであり、ぜひとも解明してください」と表明。別の請求人は、最低制限価格を66.7%から85%と決めていながら、最高の85%ばかりでは税金の無駄使いとなると思います」と意見を述べ、濱野議員が町民あてに出した手紙の中に「私も浜野工務店が…」との表現を使っているのは濱野議員が代表者の意識が抜けない表れで、「議員の兼業禁止」に違反

と定められています。意見陳述した請求人の一人は「一人の命がなくなっていることであり、ぜひとも解明してください」と表明。別の請求人は、最低制限価格を66.7%から85%と決めていながら、最高の85%ばかりでは税金の無駄使いとなると思います」と意見を述べ、濱野議員が町民あてに出した手紙の中に「私も浜野工務店が…」との表現を使っているのは濱野議員が代表者の意識が抜けない表れで、「議員の兼業禁止」に違反

「議員の兼業禁止」の疑いも

27日 意見陳述 建設業法違反承知で 落札させた疑い濃厚

西澤議員は、7月28日、以下のような意見陳述補充書を提出しました。（見出しは編集）

疑惑の始まり・・・ 無理な格上げ なんて？

1、昨日もお話しましたように、昨年5月1日付けで、「建築」のみ、県1号2号に県3号が町内格付け「A」に加えられました。格上げの対象となる建築県3号ランクは、町内で2業者、株式会社マルヤマと株式会社浜野工務店です（7月5日野瀬喜久男氏証言）。昨年7月9日の入札を目前としたこの「格付け変更」こそ、疑惑の始まりではないかと見られているのです。北川豊昭議員（当時）が議会運営委員会で「5月ごろ談合情報を聞いた」と発言されたのは、ここに根拠・背景があると考えられます。

株式会社浜野工務店と深いかわりを持つ濱野圭市議員が、昨年4月以降、新任となった（故）村田和久廣議会議務局長に福祉空間施設工事で指名に入りたい旨を要請していたのではないかと、5月31日の百条委員会で提起されています。

野瀬元主監はこの「格付け変更」は「地元業者育成」だと繰り返し発言しています。しかし、「地元業者育成」はこの特定の時期に限ったことではなく、甲良町政の年来の課題です。

にもかかわらず、昨年5月に「格付け変更」されたのは、今回の疑惑につながる原因があるのではないかと考えられます。行政側が進んでこの「格付け変更」を断行したのか、業者側から働きかけがあったのか背景・経緯を調査する必要がありますと考えます。

要請はなかったか？

よって、入札審査会の会長であった野瀬喜久男元総務主監、行政の最高責任者であった山崎義勝前町長にあっては何らかの「格付け変更」の働きかけを受けたか、濱野圭市町議にあっては、何らかの「格付け変更」の働きかけをしていないか、などの事情聴取されることを要請いたします。